

令和4年度米ノ津中学校部活動の在り方に関する方針

○趣 旨

本方針は、鹿児島県及び市教育委員会が策定したガイドラインに基づき、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点や、体罰等の不適切な指導の根絶に取り組む必要があることを踏まえ、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すものである。

○内 容

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定

- ①本校の実情に応じた部活動規定の策定
- ②職員会議内での部活動顧問会の実施
- ③部活動係による管理職と連携した会議等の調整

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ①全職員で分担した部活動顧問の配置
- ②必要に応じた外部指導者の委任、活用
- ③定期的な保護者会の設定による保護者との十分な連携
- ④各種研修会、指導者講習会への積極的な参加

2 合理的でかつ効率的な活動の推進のための取組み

(1) 適切な指導の実施

- ①生徒の心身の健康管理や事故防止、体罰・ハラスメントの根絶
- ②目先の勝敗や技能向上、行き過ぎた勝利至上主義にとられない指導

(2) 部活動用指導手引き等の活用

3 適切な休養日等の設定

(1) 休養日については、年間で平日52日、土・日曜日52日以上設ける。

(週当たり平日1日、土・日1日とし、大会等で活動した場合は振り替える。)

(2) 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。(原則としてリフレッシュウィークや年末年始は休みとする)

(3) 1日の活動時間は、原則として平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

(4) 大会への参加は、原則、1ヶ月当たり2日程度とする。ただし、時期によって大会数が異なることを鑑み、やむを得ない場合は年間24日程度を上限として、1ヶ月当たりの回数を超えて参加できることとする。

○学校の取組み

(1) 本校の部活動に係る方針、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会日程等)並びに毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所・休養日及び大会参加日等)を作成する。

(2) 「部活動の在り方に関する方針」は毎年内容を検討、修正するとともに、活動方針及び年間計画案等をホームページへの掲載等により公表する。